

2 文科初第 1427 号
開若発 1228 第 1 号
令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会高等学校等主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課長
各国公私立大学学生部長（担当職）
各公私立短期大学事務部長（担当職）
各国公私立高等専門学校事務部長（担当職） 殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県専修学校主管課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文 部 科 学 省

総合教育政策局生涯学習推進課長

根 本 幸 枝

（公印省略）

初等中等教育局児童生徒課長

江 口 有 隣

（公印省略）

高等教育局学生・留学生課長

西 條 正 明

（公印省略）

厚 生 労 働 省

参事官（若年者・キャリア形成支援担当）

河 嶋 正 敏

（公印省略）

学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等の関係機関間の
連携強化による進路未決定卒業予定者への切れ目ない支援の実施について（依頼）

現在、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）の中途退学者、中途退学し就労等へ進路変更することが明確化した者及び進路未決定卒業者（以下「中途退学者等」という。）に対する就職支援については、「高等学校等、地域若者サポートステーション及びハローワーク等の関係機関間の連携強化による中途退学者等への切れ目ない支援の実施について」（平成28年6月20日付け28文科初第464号、職発0620第9号、能開0620号第4号、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省職業能力開発局長連名通知。別添1参照）を踏まえ、高等学校等と連携を図りながら、ハローワークによる支援のほか、平成29年度からは、全国に設置されている地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。別添2参照）において、アウトリーチ型の支援が実施されているところです。なお、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）の中途退学者等に対しても、大学等と連携を図りながら、同様の支援が行われているところです。

これらの支援については、高等学校等に係る前身の事業となる「サポステ・学校連携推進事業」に対して、「平成25年度行政事業レビュー 秋の年次公開検証（秋のレビュー）」において、学校教育と労働行政・雇用対策の役割分担を明確化することで、行政全体の効率性を確保する等の視点に基づき、事業の見直しが指摘されたことから、支援対象者を中途退学者等に限定し、在學生は支援対象外としております。

しかしながら、在學生であっても、ハローワークに行く前の準備段階での支援が必要な場合は、卒業後に必要な支援が途切れることなく、切れ目ない支援を行うためには、在學時からサポステによる支援を行うことも必要です。

このため、今般、サポステの支援対象者の範囲について改めて整理を行い、学校教育に支障が生じないよう配慮した結果、原則、教育課程への影響が少ない卒業・修了年度の1月以降から卒業・修了式に至る時期において、進路が未決定の在學生（以下「進路未決定卒業予定者」という。）についてもサポステの支援対象者に含めることとしました（別添3参照）。

については、貴職におかれても、上記のサポステの支援対象者の見直しについて広く周知いただくとともに、学校、サポステ、ハローワーク等の関係機関間の連携がより一層推進されるよう必要な指導、助言及び援助をお願いいたします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会においては域内の高等学校及び中等教育学校を設置する市町村教育委員会、所管する高等学校、中等教育学校及び専修学校に対して、各都道府県においては所轄の学校法人及び専修学校に対して、国立大学法人においてはその設置する高等学校、中等教育学校及び専修学校に対して、厚生労働省においては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

(参考) 支援対象者の区分

ハローワーク支援対象者・・・通常ハローワークが取り扱う求人への就職に向けて対応できると考えられる者

サポステ支援対象者・・・就職に向けた取組への意欲はあるものの、生活習慣の乱れやコミュニケーション能力の不足など複数の課題を抱えており、ハローワークの就職支援を受けても、通常ハローワークが取り扱う求人への就職が困難であると考えられる者

【本件問合せ先】

厚生労働省人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

若年自立支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 5937, 5321)